

別表十二(八)  
「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する 明細書			事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	( )
特定原子力発電施設の名称	1						円
積 立 期 間	2	.	.				
当 期 積 立 額	3			円			
積 立 当期末の解体費用見積額	4						
累 積 限 度 基 準 額 (4) × $\frac{90}{100}$	5						
前 期 以 前 の 損 金 算 入 額 の 合 計 額 (前期以前の(23)の合計)	6						
前 期 以 前 の 積 立 限 度 超 過 額 の 合 計 額 (前期以前の(11)の合計)	7						
前 期 以 前 の 累 積 限 度 超 過 取 崩 額 の 合 計 額	8						
計 (6) + (7) - (8)	9						
積 立 限 度 額 $((5) - ((9) \times \frac{90}{100})) \times \frac{\text{当期の月数}}{\text{当期以後の積立期間の月数}}$	10						
積 立 限 度 超 過 額 (3) - (10)	11						
累 積 限 度 基 準 額 (5)	12						
「23」欄			原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合				
前 期 以 前 算 入 額 の (前期以前の(1))			① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の54第1項」※1又は「第68条の54第8項」※2 ② 「区分番号」欄：「10196」 ③ 「適用額」欄：「23」欄の金額				
益 金 算 入 額			※1 ※2に該当するもの以外 ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合				
前 期 以 前 の 超 過 額 の (前期末までの(17)の合計)							
差 引 原 子 力 発 電 施 設 解 体 準 備 金 の 金 額 (13) - (14) - (15)	16						
当 期 累 積 限 度 超 過 額 (16) - (12)	17						
翌 期 首 原 子 力 発 電 施 設 解 体 準 備 金 の 金 額	18						
当 期 当 期 解 体 費 用 を 支 出 し た 場 合 の 益 金 算 入 額	19						
累 積 限 度 超 過 額 (17)	20						
そ の 他 の 場 合 に よ る 益 金 算 入 額	21						
計 (19) + (20) + (21)	22						
当 期 積 立 額 の う ち 損 金 算 入 額 (3) - (11)	23						
期 末 原 子 力 発 電 施 設 解 体 準 備 金 の 金 額	24						
貸 借 対 照 表 に 計 上 さ れ て い る 原 子 力 発 電 施 設 準 備 金	25						
の 差 額 の 分 期 の 差 額 の 明 細							
当 期 に 生 じ た 差 額 の 合 計 額 (11) + (27)	28						
前 期 以 前 分 前 期 末 に お け る 差 額 (前 期 の (26))	29						